● 平成 27 年度 ●

三重県の労働事情

中小企業労働事情実態調査報告書

平成 27 年 12 月

三重県中小企業団体中央会

ま　え　が　き

わが国経済は、政府による金融政策、財政政策及び成長戦略の一体的な推進により、緩やかな回復基調にあるといわれていますが、県内中小企業の多くは回復の実感を得られるまでには至っておらず、原材料価格の高騰や電力料金の値上げなど、依然として厳しい状況が続くと予想されます。

また、雇用情勢は持ち直しの動きが見られますが、大企業の経営が改善することで中小企業にとっては厳しい採用状況が続いています。

このような中、当中央会では、県内中小企業における労働事情の実態を的確に把握して、適正な労働対策を樹立できるよう「中小企業労働事情実態調査」を会員組合のご協力を得て実施いたしました。

本報告書が、県内中小企業における労働事情の実態の把握と今後の雇用システムの構築に参考になれば幸甚です。

最後に、本調査の実施に際しまして、ご協力いただきました関係組合並びに各事業所の皆様方にお礼申しあげますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成２７年１２月

三重県中小企業団体中央会

目　　次

Ⅰ　調査のあらまし……1

Ⅱ　回答事業所の概要……2

Ⅲ　調査結果の概要……3

1．経営について……3

2．従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の労働時間について……6

3．従業員の有給休暇について……8

4．新規学卒者の採用について……9

5．有期労働契約に関する無期転換ルール等について……11

6．賃金改定について……13

調　査　票……17

Ⅰ．調査のあらまし

1．調 査 目 的　この調査は、三重県内の中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業対策の樹立と労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2．調 査 機 関　三重県中小企業団体中央会

3．調 査 時 点　平成27年７月１日

4．調査対象産業　１）製造業　①食料品製造業　②繊維工業　③木材・木製品製造業
④印刷・同関連業　⑤窯業・土石製品製造業
⑥化学工業　⑦金属・同製品製造業
⑧機械器具製造業　⑨その他の製造業

２）非製造業　①情報通信業　②運輸業　③建設業　④卸売業　⑤小売業
⑥サービス業

5．調査対象事業所数　調査対象事業所数は、従業員規模300人未満の民営事業所（農業、水産を除く）1,000事業所（製造業500事業所、非製造業500事業所）。

6．主な調査内容　１）経営について　２）従業員の労働時間について
３）従業員の有給休暇について　４）新規学卒者の採用について
５）有期労働契約に関する無期転換ルール等について
６）賃金改定について

7．調 査 方 法　本会において、全国中小企業団体中央会が作成した「中小企業労働事情実態調査票」を調査対象事業所に組合を通じて配布し、回答を求めた。
＊「中小企業労働事情実態調査票」様式については巻末の「調査票」参照

8．調査回答状況　有効回答数　510事業所　回答率　51.0%
製 造 業：236事業所　回答率　47.2%
非製造業：274事業所　回答率　54.8%

9．備　　考　１）この調査は毎年行っているものであるが、事業所の所属組合等へ送付しているため、回答事業所は一定していない。したがって、厳密な時系列比較はできない。
２）調査項目によっては、複数回答の項目があり、また、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

Ⅱ．回答事業所の概要

1．労働組合の有無

労働組合の組織率は3.9%で、全国（6.6%）と比べると2.7ポイント低い。また前年度（6.1%）と比べても2.2ポイント下落している。

2．常用労働者数

回答事業所の常用労働者総数は12,518人、このうち男性は8,685人（69.4%）、女性は3,833人（30.6%）である。1事業所あたりの平均常用労働者数は24.6人であった。女性常用労働者の占める比率は30.6%で全国（29.6%）と比べると1.0ポイント高いが、前年度（31.4%）と比べると0.8ポイント低い。

3．従業員の雇用形態別構成比

雇用形態別構成比をみると、「正社員」とするのが69.3%（男性80.9%、女性45.1%）と、全国の74.2%（男性84.3%、女性52.0%）と比べると4.9ポイント低い（男性3.4ポイント、女性6.9ポイント低い）。また、前年度（72.3%）と比べても3.0ポイント低い。

4．パートタイム平均雇用比率

パートタイム労働者の平均雇用比率をみると、21.1%で全国（15.8%）と比べると5.3ポイント高い。前年度（18.5%）と比べても2.6ポイント高くなっており、正社員比率が下がり、パートタイム労働者比率が上昇している結果となった。

※パートタイム平均雇用比率･･･雇用全体［正社員・パートタイマー・派遣・アルバイト他］におけるパートタイム労働者の平均比率

表1　回答事業所の概要

区分		回答事業所数合計	事業所構成比（%）	常用労働者数（人）	平均常用労働者数（人）	男性常用労働者数（人）	女性常用労働者数（人）	女性常用労働者比率（%）	正社員比率（%）	男性正社員比率（%）	女性正社員比率（%）	パートタイム平均雇用比率（%）	労働組合組織率（%）
全国		18,409	－	578,320	31.4	407,277	171,043	29.6	74.2	84.3	52.0	15.8	6.6
三重県	計	510	100.0	12,518	24.6	8,685	3,833	30.6	69.3	80.9	45.1	21.1	3.9
製造業	製造業　計	236	46.3	6,246	26.5	4,210	2,036	32.6	71.3	82.9	48.2	16.4	5.1
	食料品	30	5.9	760	25.3	350	410	53.9	47.3	74.5	26.8	35.3	0.0
	繊維工業	17	3.3	243	14.3	36	207	85.2	66.8	97.2	61.5	18.4	0.0
	木材・木製品	29	5.7	418	14.4	350	68	16.3	85.4	89.9	63.5	6.5	0.0
	印刷・同関連	13	2.5	325	25.0	185	140	43.1	79.7	90.3	66.2	19.1	15.4
	窯業・土石	40	7.8	617	15.4	448	169	27.4	78.2	86.7	56.8	15.2	0.0
	化学工業	1	0.2	6	6.0	4	2	33.3	66.7	75.0	50.0	33.3	0.0
	金属・同製品	67	13.1	2,482	37.0	1,832	650	26.2	71.4	81.3	42.8	15.4	11.9
	機械器具	24	4.7	1,167	48.6	852	315	27.0	76.0	82.0	61.1	8.5	4.2
	その他製造業	15	2.9	228	15.2	153	75	32.9	80.8	88.7	65.0	16.3	6.7
非製造業	非製造業　計	274	53.7	6,272	22.9	4,475	1,797	28.7	67.4	79.0	41.9	25.7	2.9
	情報通信業	4	0.8	374	93.5	266	108	28.9	92.3	95.9	83.6	2.4	25.0
	運輸業	33	6.5	1,176	35.6	1,061	115	9.8	87.8	91.1	62.2	4.0	6.1
	建設業	95	18.6	1,366	14.4	1,128	238	17.4	88.0	91.2	73.9	5.4	3.2
	卸売業	47	9.2	943	20.1	642	301	31.9	79.3	87.3	63.0	14.4	2.1
	小売業	43	8.4	477	11.1	282	195	40.9	61.3	72.2	45.5	32.3	2.3
	サービス業	52	10.2	1,936	37.2	1,096	840	43.4	35.6	49.4	20.8	57.3	0.0
規模別	1～9人	219	44.5	1,052	4.8	707	345	32.8	72.4	81.4	55.2	18.9	1.8
	10～29人	170	33.3	2,882	17.0	2,052	830	28.8	78.9	87.8	58.0	14.7	1.8
	30～99人	95	16.9	4,730	49.8	3,316	1,414	29.9	72.7	84.2	46.6	17.9	8.4
	100～300人	26	5.2	3,854	148.2	2,610	1,244	32.3	56.3	70.5	30.6	31.8	19.2

Ⅲ．調査結果の概要

1．経営について

（1）現在の経営状況［図1］、［表2］

1年前と比べた現在の経営状況については、「悪い」が28.8%（前年度26.3%、前々年度34.8%）、「良い」が13.5%（前年度18.7%、前々年度11.1%）、「変わらない」が57.7%（前年度55.0%、前々年度54.2%）となっている。

「悪い」とするのは前年度に比べ2.5ポイント上昇しており、全国平均（30.5%）と比べると1.7ポイント低い。また、「良い」とするのは前年度に比べ5.2ポイント減少している。業種別にみると、回答事業所数の少ない「化学工業」と「情報通信業」を除くと、「良い」という回答が多かったのは「運輸業」（34.4%）・「窯業・土石製造業」（22.5%）、「悪い」という回答が多かったのは「その他製造業」（46.7%）、「印刷・同関連業」（46.2%）であった。

図１　経営状況

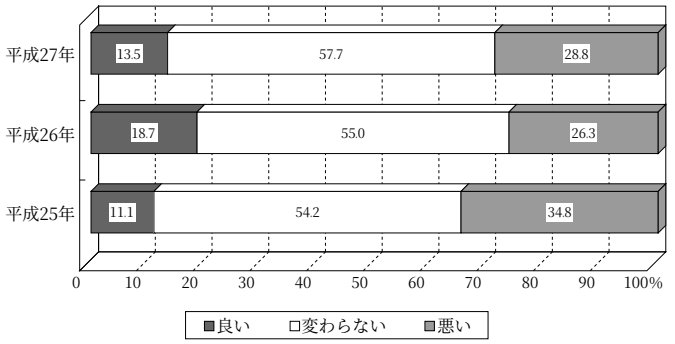

表2　経営状況（業種別）　（%）

区分		良い	変わらない	悪い
全国計		16.6	53.0	30.5
三重県計		13.5	57.7	28.8
製造業	製造業計	13.7	56.4	29.9
	食料品	13.8	58.6	27.6
	繊維工業	11.8	76.5	11.8
	木材・木製品	0.0	55.2	44.8
	印刷・同関連	15.4	38.5	46.2
	窯業・土石	22.5	52.5	25.0
	化学工業	0.0	100.0	0.0
	金属・同製品	17.9	58.2	23.9
	機械器具	8.7	56.5	34.8
	その他製造業	6.7	46.7	46.7
非製造業	非製造業計	13.4	58.7	27.9
	情報通信業	25.0	75.0	0.0
	運輸業	34.4	40.6	25.0
	建設業	12.8	69.1	18.1
	卸売業	4.3	57.4	38.3
	小売業	7.3	51.2	41.5
	サービス業	13.7	56.9	29.4

（2）主要事業の今後の方針［図2］、［表3］

主要事業の今後の方針については、「現状維持」とするのが最も多く67.6%（前年度68.3%、前々年度68.5%）、次いで「強化拡大」が25.0%（前年度25.1%、前々年度25.2%）、「縮小又は廃止」は6.4%（前年度5.6%、前々年度6.0%）を示しており、小幅な動きとなった。

業種別にみると、回答事業所数の少ない「化学工業」と「情報通信業」を除くと、「強化拡大」の比率が高いのは製造業では「機械器具製造業」が34.8%、非製造業では「卸売業」が38.3%と最も高い。

図２　主要事業の今後の方針

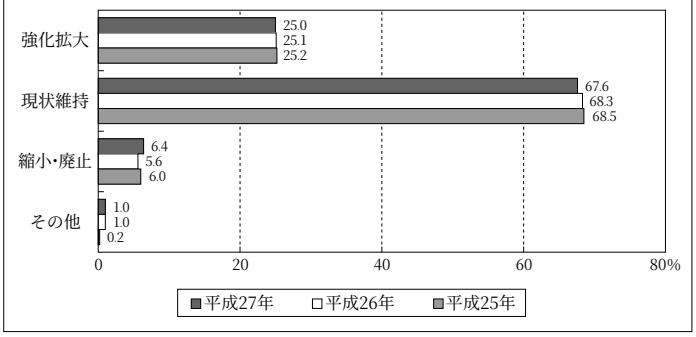

表3　主要事業の今後の方針（業種別）　（%）

区分		強化拡大	現状維持	縮小・廃止	その他
全国計		28.7	65.3	5.4	0.6
三重県計		25.0	67.6	6.4	1.0
製造業	製造業計	24.1	69.0	6.0	0.9
	食料品	31.0	58.6	10.3	0.0
	繊維工業	29.4	64.7	5.9	0.0
	木材・木製品	27.6	62.1	6.9	3.4
	印刷・同関連	23.1	76.9	0.0	0.0
	窯業・土石	17.5	80.0	2.5	0.0
	化学工業	0.0	100.0	0.0	0.0
	金属・同製品	21.2	72.7	6.1	0.0
	機械器具	34.8	56.5	8.7	0.0
	その他製造業	14.3	71.4	7.1	7.1
非製造業	非製造業計	25.8	66.4	6.6	1.1
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	36.4	60.6	3.0	0.0
	建設業	14.7	78.9	4.3	2.1
	卸売業	38.3	57.4	4.3	0.0
	小売業	23.8	59.5	16.7	0.0
	サービス業	24.0	66.0	8.0	2.0

（３）経営上の障害（3項目以内複数回答）［図3］、［表4］

経営上の障害については、最も多く選択されたのは「人材不足（質の不足）」と「同業他社との競争の激化」で同率の38.4%であった。製造業では「人材不足（質の不足）」（41.2%）が最も多く、非製造業では「同業他社との競争の激化」（52.8%）が最も多く選択されていた。

図３　経営上の障害

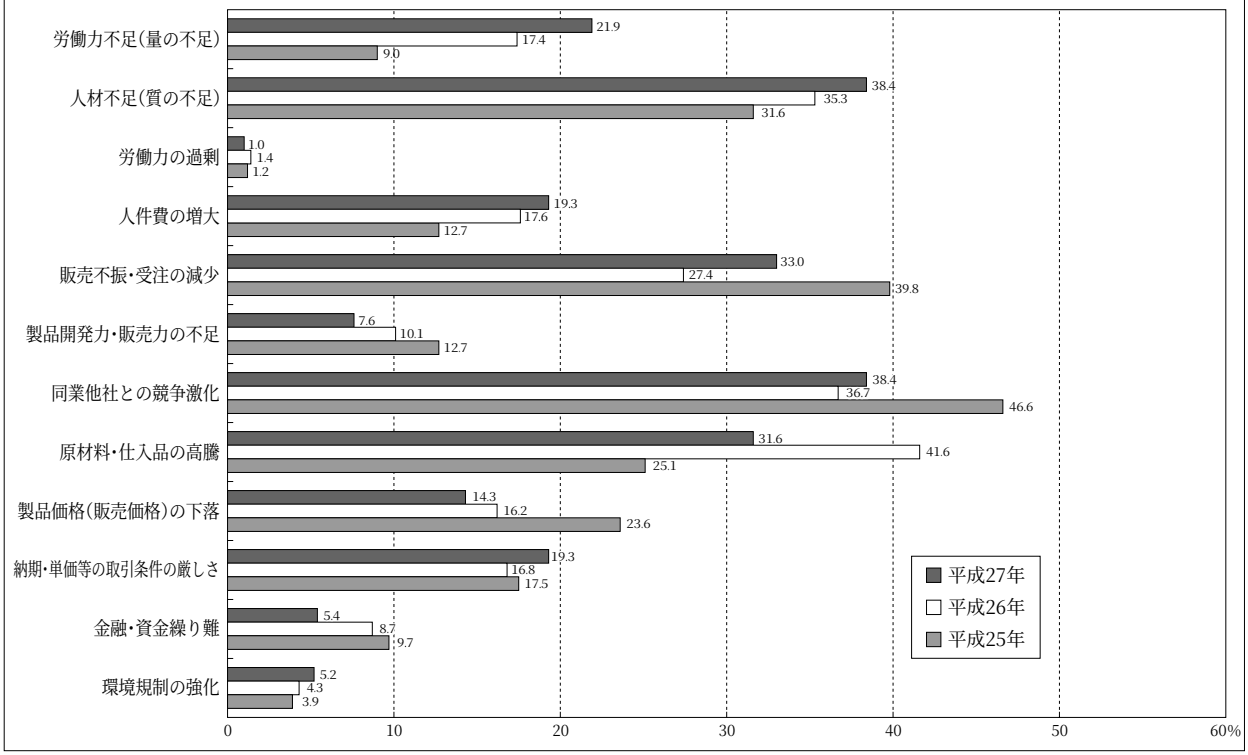

表4　経営上の障害（業種別・規模別）

（%）

区分		労働力不足(量の不足)	人材不足(質の不足)	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	金融・資金繰り難	環境規制の強化
全国		24.0	42.5	1.1	15.2	36.0	11.1	34.7	34.4	10.0	16.2	8.0	3.5
三重県	計	21.9	38.4	1.0	19.3	33.0	7.6	38.4	31.6	14.3	19.3	5.4	5.2
製造業	製造業　計	18.4	41.2	0.0	17.1	35.5	14.0	21.5	34.2	17.1	26.8	5.3	6.1
	食料品	20.0	40.0	0.0	33.3	30.0	26.7	20.0	50.0	6.7	16.7	10.0	10.0
	繊維工業	25.0	50.0	0.0	18.8	18.8	6.3	6.3	43.8	12.5	43.8	0.0	0.0
	木材・木製品	13.8	20.7	0.0	24.1	44.8	10.3	24.1	17.2	41.4	17.2	17.2	0.0
	印刷・同関連	8.3	16.7	0.0	8.3	25.0	16.7	58.3	41.7	50.0	25.0	0.0	0.0
	窯業・土石	30.8	41.0	0.0	2.6	41.0	7.7	7.7	59.0	12.8	12.8	2.6	7.7
	化学工業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属・同製品	14.3	52.4	0.0	14.3	31.7	15.9	15.9	25.4	7.9	36.5	4.8	12.7
	機械器具	17.4	65.2	0.0	26.1	34.8	13.0	30.4	8.7	21.7	34.8	0.0	0.0
	その他製造業	13.3	13.3	0.0	13.3	60.0	13.3	46.7	26.7	13.3	33.3	0.0	0.0
非製造業	非製造業　計	24.9	36.1	1.9	21.2	30.9	2.2	52.8	29.4	11.9	13.0	5.6	4.5
	情報通信業	50.0	75.0	0.0	50.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	運輸業	51.5	27.3	3.0	27.3	27.3	0.0	21.2	51.5	6.1	12.1	9.1	15.2
	建設業	28.6	40.7	0.0	17.6	23.1	0.0	49.5	31.9	7.7	23.1	5.5	5.5
	卸売業	14.9	31.9	0.0	21.3	40.4	6.4	63.8	23.4	10.6	8.5	2.1	2.1
	小売業	7.0	34.9	2.3	7.0	46.5	4.7	55.8	32.6	23.3	7.0	7.0	2.3
	サービス業	23.5	35.3	5.9	33.3	27.5	2.0	64.7	13.7	15.7	3.9	5.9	0.0
規模別	1～9人	19.3	30.7	0.9	14.2	33.5	5.7	41.0	30.2	13.2	17.9	8.5	5.2
	10～29人	21.2	44.8	0.0	21.8	33.9	6.1	33.9	35.8	16.4	23.0	4.8	3.0
	30～99人	27.4	38.9	3.2	23.2	32.6	12.6	38.9	32.6	13.7	17.9	1.1	8.4
	100～300人	28.0	60.0	0.0	32.0	24.0	16.0	44.0	12.0	12.0	12.0	0.0	8.0

（４）経営上の強み（3項目以内複数回答）［図4］、［表5］

経営上の強みについては、前年度と同様に「顧客への納品・サービスの速さ」が31.1％（前年度27.0％）と最も多く選択され、次いで「組織の機動力・柔軟性」が25.9％（前年度25.9％）と第２位となり、「製品の品質・精度の高さ」が24.9％（前年度22.0％）と第３位となった。

なお、経営状況が良いと回答した事業所のみでみると、第１位は「組織の機動力・柔軟性」で29.4％（前年度26.4％）、第２位が「顧客への納品・サービスの速さ」と「優秀な仕入先・外注先」が同率で25.0％（前年度22.0％、16.5％）となっている。

図４　経営上の強み（三重県全体）

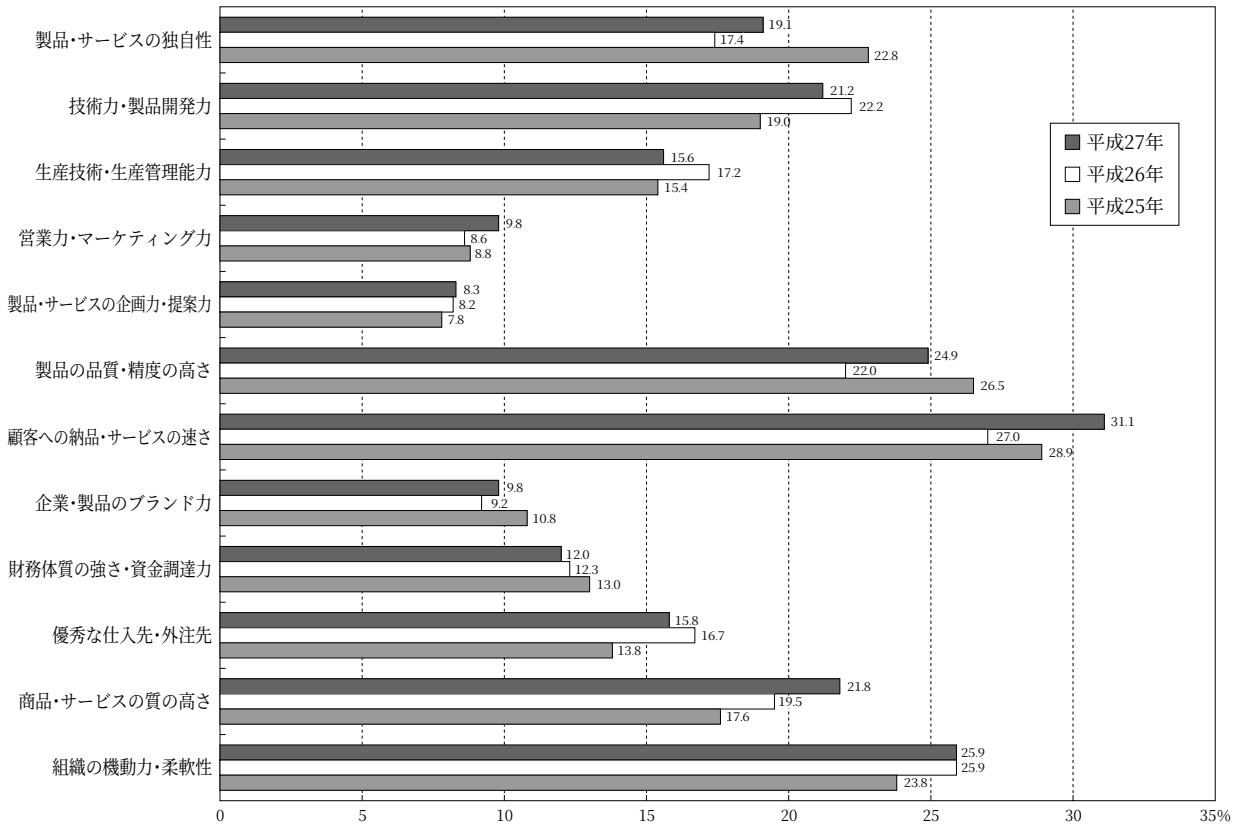

表5　経営上の強み（順位表）

順位	三重県全体		製 造 業		非製造業		経営状況が良いと回答した事業所のみ	
1	顧客への納品・サービスの速さ	31.1%	製品の品質・精度の高さ	38.1%	顧客への納品・サービスの速さ	30.7%	組織の機動力・柔軟性	29.4%
2	組織の機動力・柔軟性	25.9%	顧客への納品・サービスの速さ	31.7%	組織の機動力・柔軟性	30.3%	顧客への納品・サービスの速さ	25.0%
3	製品の品質・精度の高さ	24.9%	生産技術・生産管理能力	27.5%	商品・サービスの質の高さ	26.9%	優秀な仕入先・外注先	
4	商品・サービスの質の高さ	21.8%	技術力・製品開発力	24.8%	技術力・製品開発力	18.2%	製品・サービスの独自性	23.5%
5	技術力・製品開発力	21.2%	製品・サービスの独自性	21.1%	製品・サービスの独自性	17.4%	技術力・製品開発力 製品の品質・精度の高さ	22.1%

2．従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の労働時間について

（1）従業員1人あたりの週所定労働時間（始業から終業までの時間から昼休み等の休憩時間を除いた時間）［図5］

従業員1人あたりの週所定労働時間については、「40時間」が最も多く51.0%（製造業51.9%、非製造業50.2%）、次いで「38時間超40時間未満」が24.2%（製造業30.3%、非製造業18.9%）であった。「40時間超44時間以下」は12.9%（製造業7.8%、非製造業17.4%）で、製造業より非製造業の方が9.6ポイント高かった。最後に「38時間以下」が11.9%（製造業10.0%、非製造業13.6%）となっていた。

図５　週所定労働時間

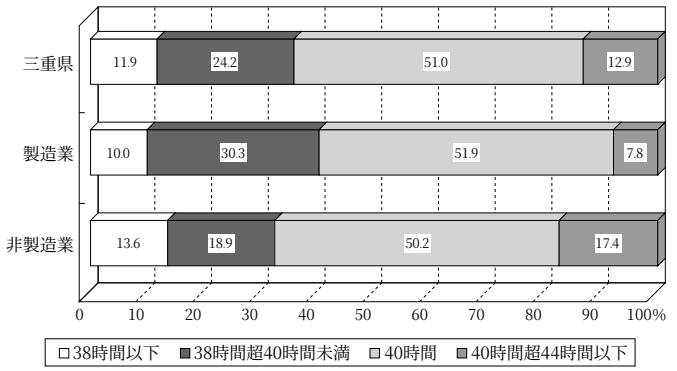

（2）従業員1人あたりの月平均残業時間［図6］、［表6］

1人あたりの月平均残業時間については、「0時間（残業なし）」が最も多く31.4%（製造業30.7%、非製造業32.0%）、次いで「1~10時間未満」が24.6%（製造業24.6%、非製造業24.7%）、「10~20時間未満」が17.9%（製造業16.2%、非製造業19.3%）となっており、月平均残業時間の平均値は11.60時間（製造業12.35時間、非製造業10.95時間）で、全国（11.74時間）より0.14時間少なかった。前年度（11.70時間）と比較しても0.1時間の減少にとどまり、小幅な動きであった。

業種別にみると、月平均残業時間が多い業種は、回答事業所数の少ない「化学工業」と「情報通信業」を除くと、製造業では「食料品製造業」が18.07時間（前年度7.69時間）、非製造業では「運輸業」が26.58時間（前年度23.21時間）であった。

図6　月平均残業時間

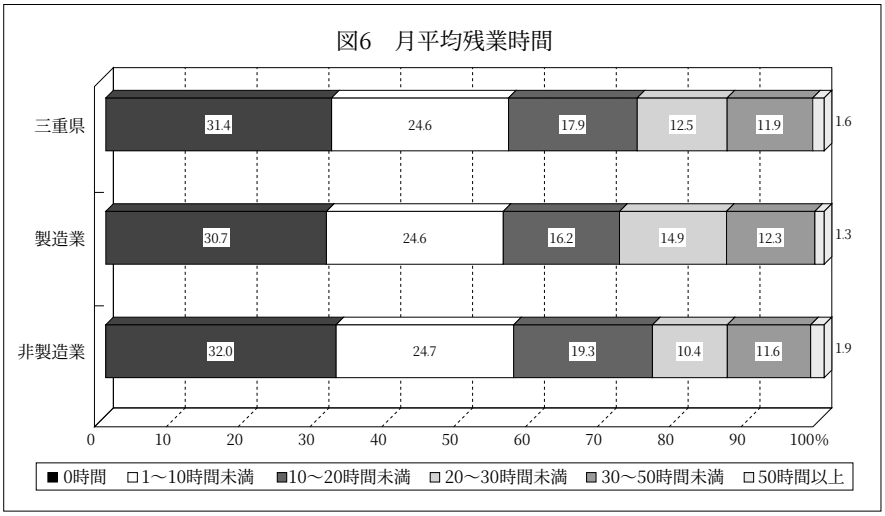

表6　月平均残業時間（平均値）

全　　国		11.74
三重県　計		11.60
製造業	製造業　計	12.35
	食料品	18.07
	繊維工業	8.88
	木材・木製品	5.21
	印刷・同関連	10.00
	窯業・土石	7.51
	化学工業	20.00
	金属・同製品	16.92
	機械器具	17.00
	その他製造業	4.50
非製造業	非製造業　計	10.95
	情報通信業	29.25
	運輸業	26.58
	建設業	9.01
	卸売業	7.83
	小売業	10.95
	サービス業	6.14

（３）月60時間を超える残業（時間外労働・休日労働）をした従業員の有無［図7］

月60時間を超える残業をした従業員の有無については、「いる」と回答した事業所は19.4%（製造業23.7%、非製造業15.7%）で、「いない」と回答した事業所は80.6%（製造業76.3%、非製造業84.3%）となり、約2割の事業所に月60時間超の残業を行う従業員がいた。全国では「いる」が20.0%、「いない」が80%となり、ほぼ同様の調査結果となった。

図７　月60時間超の残業を行う従業員の有無

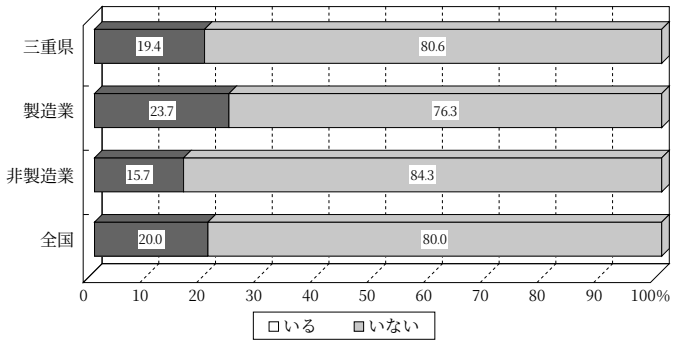

（４）月60時間を超える残業（時間外労働・休日労働）を行う頻度［図8］

月60時間を超える残業を行う頻度については、「3回から5回超える」と回答した事業所が最も多く、36.2%となった。次いで、「1回から2回超える」と回答した事業所は26.6%、「6回から8回超える」と回答した事業所が20.2%と続いた。

また、「毎月超える」と回答した事業所も16.0%（製造業13.0%、非製造業20.0%）にのぼり、全国（6.7%）と比較すると、9.3ポイント高い結果となった。

図８　月60時間超の残業を行う頻度

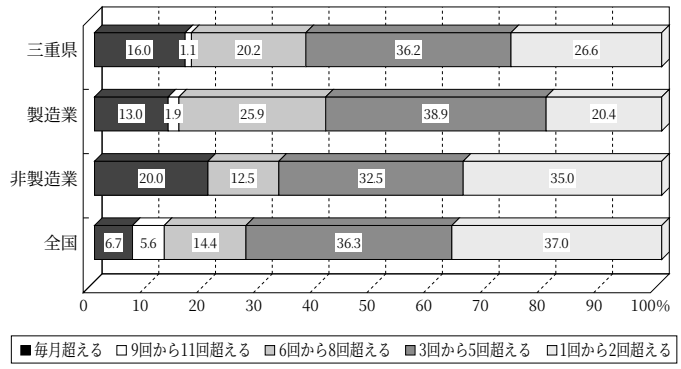

（５）事業所で取り組んでいる時間外労働削減策（複数回答）［図9］

事業所で取り組んでいる時間外労働削減策についての質問では、「仕事のやり方の工夫・改善」が50.0%と他の項目の2倍以上と最も多く、次いで「帰りやすい雰囲気づくり」が18.7%、「人員の増員」が16.2%と続いた。また、「管理職による時間管理の徹底」（14.4%）や「従業員との時間外労働削減の話し合い」（8.0%）など、会社として積極的に時間外労働を削減する取り組みもみられる。

図９　時間外労働削減の取り組み

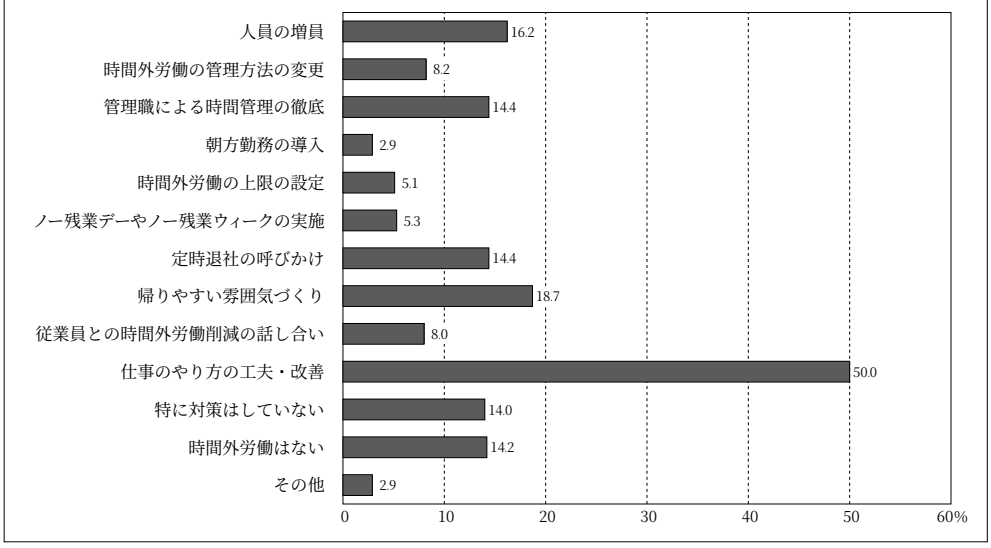

3．従業員の有給休暇について［図10］、［表7］

（1）従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数

従業員1人あたりの年次有給休暇の平均付与日数については、「15～20日未満」が39.2%（前年度41.6%）と最も多く、次いで「10~15日未満」が24.4%（前年度28.4%）、「20~25日未満」は22.6%（前年度16.6%）となっている。平均付与日数の平均値は15.0日（前年度15.0日、全国15.6日）であった。

また、平均取得日数については、「5~10日未満」が34.1%（前年度37.3%）と最も多く、次いで「5日未満」が28.7%（前年度26.5%）、「10～15日未満」が25.4%（前年度25.2%）となっている。平均取得日数の平均値は、7.8日（前年度7.8日、全国7.3日）となっており、前年度からは変化がなく、全国より0.5日多い。

（2）年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率については、「70～100%」が29.7%（前年度31.1%）と最も高く、次いで「50~70%未満」が24.9%（前年度24.4%）、「30~50%未満」が23.6%（前年度23.6%）となっている。また、平均取得率の平均値は53.1%で全国（49.4%）と比べると3.7ポイント高いが、前年度（53.9%）と比較すると0.8ポイント低い結果となった。従業員規模別にみると、「1～9人」の規模が59.5%と最も高く、業種別にみると、「製造業」（56.3%）が「非製造業」（50.2%）よりも6.1ポイント高い結果となった。

図10　年次有給休暇の取得状況

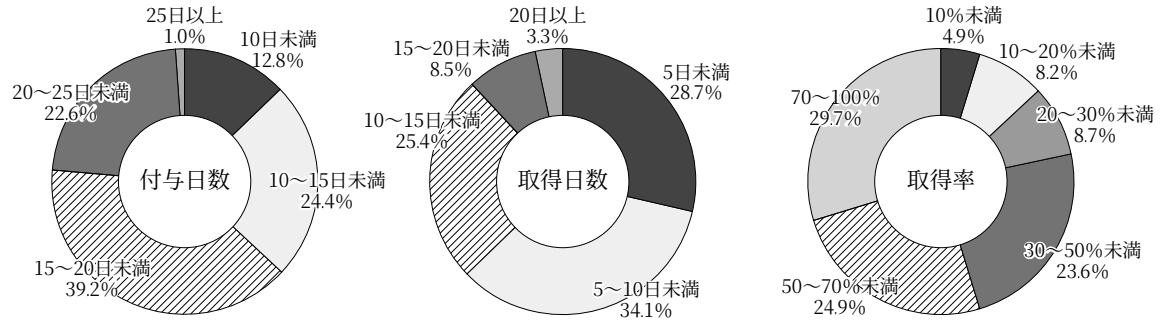

表7　年次有給休暇の平均付与日数・平均取得日数・平均取得率

年次有給休暇の平均付与日数
（単位：日）

全国		15.6
三重県　計		15.0
従業員規模別	1～9人	13.8
	10～29人	15.7
	30～99人	15.5
	100～300人	15.7
業種別	製造業　計	15.6
	非製造業計	14.4

年次有給休暇の平均取得日数
（単位：日）

全国		7.3
三重県　計		7.8
従業員規模別	1～9人	7.8
	10～29人	7.8
	30～99人	7.5
	100～300人	8.0
業種別	製造業　計	8.7
	非製造業計	6.9

年次有給休暇の平均取得率
（単位：%）

全国		49.4
三重県　計		53.1
従業員規模別	1～9人	59.5
	10～29人	49.9
	30～99人	49.1
	100～300人	49.9
業種別	製造業　計	56.3
	非製造業計	50.2

4．新規学卒者の採用について

（1）新規学卒者（平成27年3月卒）の採用充足状況について［表8］

新規学卒者（平成27年3月卒）の採用予定人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒」91.0%（前年度90.9%、全国85.7%）、「大学卒」95.1%（前年度90.0%、全国86.1%）で、平均採用人数は「高校卒」1.8人（前年度1.8人、全国2.2人）、「大学卒」2.3人（前年度1.5人、全国2.3人）であった。前年度と比較して「高校卒」の採用充足率は0.1ポイント上昇のほぼ横ばいで、平均採用人数も変化がなかった。「大学卒」の充足率は5.1ポイント上昇し、全国と比べても9.0ポイント高かった。平均採用人数も前年度より0.8人増加した。

業種別でみると、製造業では「高校卒」の充足率が90.5%、平均採用人数が2.0人となった。「大学卒」の充足率に至っては100.0%と高い数値だが、平均採用人数は1.6人となっている。非製造業では「高校卒」の充足率が93.3%、平均採用人数が1.3人、「大学卒」の充足率が92.9%、平均採用人数が2.9人となっている。

規模別でみると、「高校卒」の充足率は「1～9人」が66.7%、「10～29人」が85.7%、「30～99人」が92.3%、「100～300人」が100.0%と規模が大きくなるほど充足率が高く、小規模事業所の採用状況が厳しいと伺える。平均採用人数については1名～2名程度の小規模な採用が続いているが、「100～300人」の「大学卒」の平均採用人数は、「5.0人」と、前年度の2.6人を2.4人上回った。

表8　新規学卒者の採用充足状況（業種別・規模別）

区分		高校卒					大学卒				
		事業所数	採用計画人数	採用実績人数	充足率	平均採用人数	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	充足率	平均採用人数
全国		1,891	4,926	4,224	85.7	2.2	1,271	3,341	2,877	86.1	2.3
三重県　計		39	78	71	91.0	1.8	17	41	39	95.1	2.3
製造業	製造業　計	28	63	57	90.5	2.0	8	13	13	100.0	1.6
	食料品	1	2	2	100.0	2.0	2	2	2	100.0	1.0
	繊維工業	1	1	1	100.0	1.0	0	－	－	－	－
	木材・木製品	3	3	3	100.0	1.0	1	1	1	100.0	1.0
	印刷・同関連	1	2	1	50.0	1.0	1	3	3	100.0	3.0
	窯業・土石	1	2	2	100.0	2.0	1	1	1	100.0	1.0
	化学工業	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－
	金属・同製品	11	37	34	91.9	3.1	2	5	5	100.0	2.5
	機械器具	8	13	12	92.3	1.5	1	1	1	100.0	1.0
	その他製造業	2	3	2	66.7	1.0	0	－	－	－	－
非製造業	非製造業　計	11	15	14	93.3	1.3	9	28	26	92.9	2.9
	情報通信業	0	－	－	－	－	1	14	14	100.0	14.0
	運輸業	0	－	－	－	－	0	－	－	－	－
	建設業	6	8	7	87.5	1.2	1	2	2	100.0	2.0
	卸売業	1	1	1	100.0	1.0	3	6	5	83.3	1.7
	小売業	1	2	2	100.0	2.0	1	1	1	100.0	1.0
	サービス業	3	4	4	100.0	1.3	3	5	4	80.0	1.3
規模別	1～9人	6	9	6	66.7	1.0	0	－	－	－	－
	10～29人	9	14	12	85.7	1.3	3	3	3	100.0	1.0
	30～99人	15	26	24	92.3	1.6	10	18	16	88.9	1.6
	100～300人	9	29	29	100.0	3.2	4	20	20	100.0	5.0

（２）新規学卒者の初任給［図11］

新規学卒者の初任給（通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額））について、高校卒が164,069円（前年度166,991円、全国156,435円）、大学卒が197,595円（前年度192,917円、全国193,375円）となっている。高校卒は前年度より2,922円低くなったが、全国より7,634円高い。大学卒は平成23年度以降、ほぼ横ばいの水準であったが、今年度は前年度より4,678円高く、全国より4,220円高い。

図11　新規学卒者の初任給

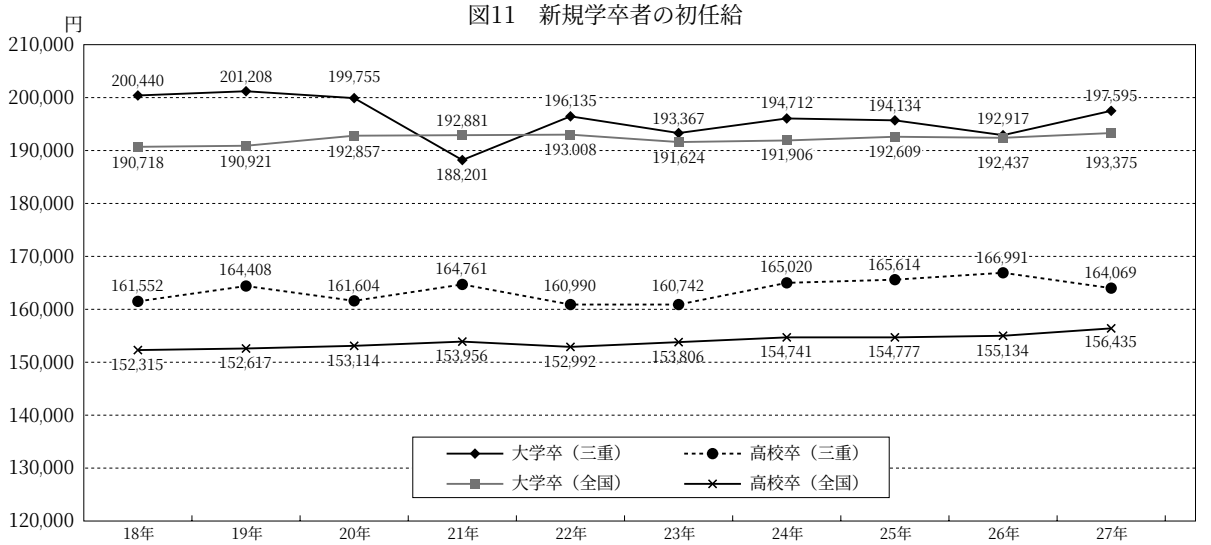

（３）新規学卒者の採用計画の有無について［図12］

平成28年度の新規学卒者（平成28年3月卒）の採用計画については、調査時点（平成27年7月1日）で、「ある」とするのが17.7%（前年度20.5%、前々年度15.2%、全国22.6%）、「ない」が57.1%（前年度61.8%、前々年度62.7%、全国52.8%）、「未定」が25.2%（前年度17.7%、前々年度22.1%、全国24.6%）となっており、採用計画が「ある」と回答した事業所は前年度より2.8ポイント低下した。

また、採用計画があるとする88事業所（前年度103事業所）の中で、「高校卒」を採用する事業所が64事業所（前年度73事業所）、「大学卒」を採用する事業所が39事業所（前年度36事業所）となっている。なお、採用計画人数では、「高校卒」が1社平均2.1人（前年度1.9人、全国2.4人）、「大学卒」が2.0人（前年度1.8人、全国2.4人）である。前年度に比べて「高校卒」が0.2人増加、「大学卒」は0.2人増加しており、採用計画がある事業所は減少しているものの、採用枠は微増している結果となった。

図12　新規学卒者の採用計画の有無

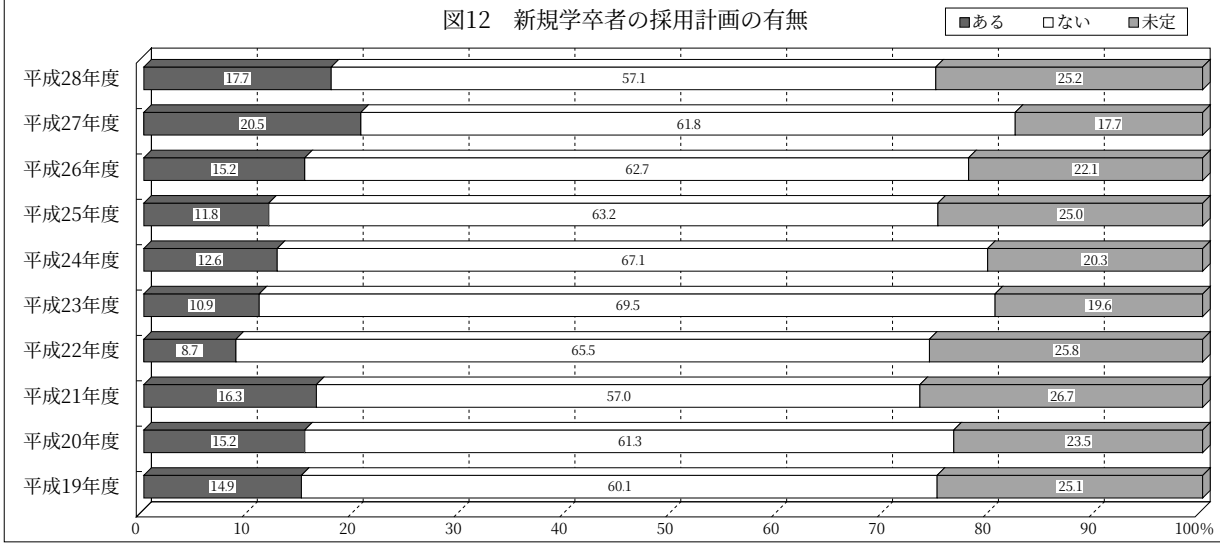

5．有期労働契約に関する無期転換ルール等について

（1）有期労働契約に関する無期転換ルールの認知状況について［図13］

有期労働契約に関する無期転換ルール※①を「知っていたか」という質問に対して、「知っていた」と回答した事業所は38.2％にとどまり、「知らなかった」が61.8％と「知っていた」を大幅に上回った。全国は「知っていた」が45.7％と、全国と比較して7.5ポイント低かった。中でも製造業が35.2％と、非製造業の40.8％を5.6ポイント下回った。労働契約法の改正から２年が経過したが、認知度は半数に満たない結果となった。

図13　無期転換ルールの認知状況

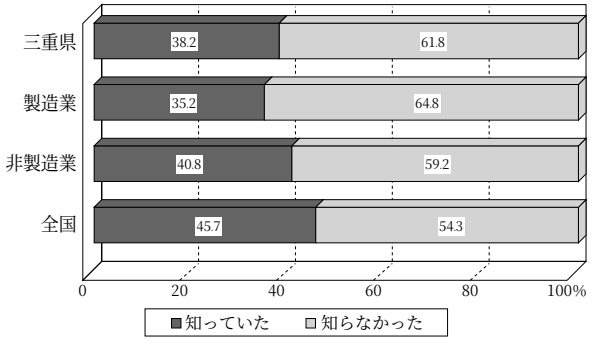

（2）無期転換ルールの特例に関する認知状況について［図14］

有期労働契約に関する無期転換ルールの「特例」※②を「知っていた」と回答した事業所は19.5％にとどまり、「知らなかった」は80.5％で、約8割の事業所に認知されていなかった。全国（24.3％）と比較しても4.8ポイント低かった。

業種別で見ると、製造業は15.4％と、非製造業の23.1％より7.7ポイント低かった。

この調査結果から、認知状況は低く、周知が行き届いていないことがうかがえる。

図14　無期転換ルール特例の認知状況

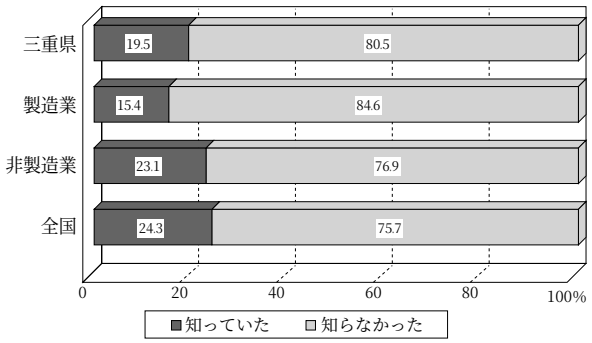

ワンポイントメモ　労働契約法

※①　平成25年４月改正の労働契約法では、有期労働契約（１年契約、６か月契約など契約期間の定めのある労働契約）が繰り返し更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールが定められています。

※②　平成27年４月に「専門的知識等を有する有期労働契約者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が施行され、「高度専門職」及び「継続雇用の高齢者」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別措置が講じられている場合には、無期転換申込み権が発生しない特例が定められました。

◆特例の対象者◆

1.「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く、高度専門知識を有する有期雇用労働者 → 上記業務に就く期間は無期申込み権が発生しない。（最長10年）

2. 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者
→定年後に引き続き雇用されている期間は無期申込み権が発生しない。

⚠ 有期雇用契約特別措置法による無期転換ルールの特例を受けるためには、事業主が雇用管理措置に関する計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。

（３）特例の適用についての計画提出状況について［図15］

無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し、提出する予定があるかという質問に対しては、「提出する予定はない」が55.1％と過半数を超え、「分からない」と回答した事業所も40.1％にのぼり、合わせて95.2％と大半を占めた。「既に提出し、認定された」は1.1％、「提出に向けて準備中である」が0.6％、「今後提出する予定である」が3.2％と、3項目合わせても4.9％といずれも低い数値にとどまっている。

図15　特例の適用についての計画提出状況について

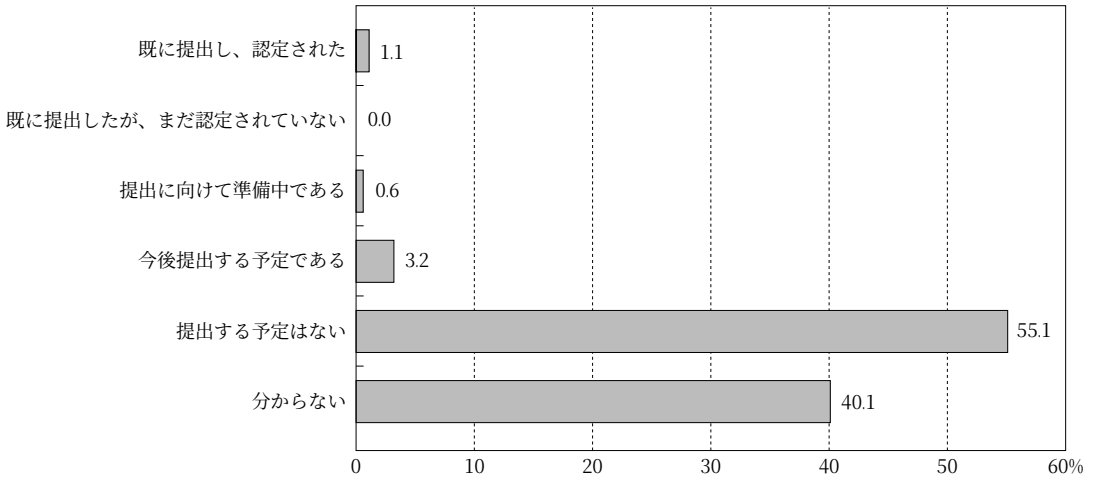

（４）特例の適用についての計画種別［図16］

無期転換ルールの特例の適用について、計画を「提出・準備中・予定」している事業所（20事業所）に対し、計画の種別を確認したところ、「継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）」と回答した事業所は、85.0％となり、「高度専門職に関する申請書（第一種計画認定）」は25.0％となった。

図16　特例の適用についての計画種別

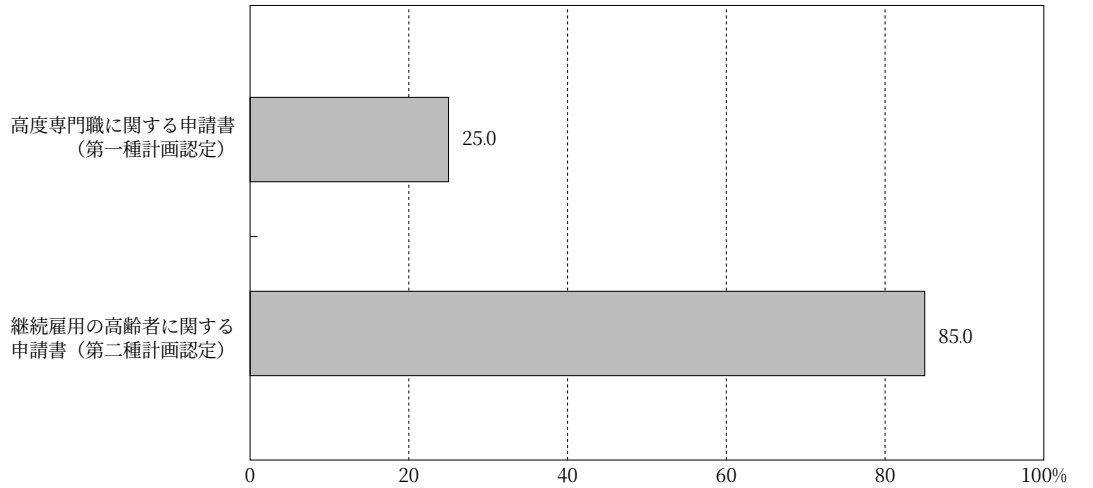

6．賃金改定について

（1）賃金改定の実施状況について［図17］、［表9］

賃金改定の実施については、調査時点（平成27年7月1日）で「引上げた」が41.4%（前年度40.6%、全国44.3%）で、賃金を引上げた事業所が前年度よりも0.8ポイント高くなったが、全国より2.9ポイント低かった。「７月以降引上げる予定」と回答した事業所は7.2%（前年度6.0%、全国9.2%）で、前年度より1.2ポイント上昇し、「引上げた」と回答した事業所と合わせると5割近い事業所が賃金の引上げを実施、または予定していた。

また、賃金改定を「今年は実施しない（凍結）」が19.8%（前年度23.9%、全国16.3%）で、前年度より4.1ポイント減少したが、全国より3.5ポイント高い。

他方、「引下げた」と回答した事業所は0.6%（前年度0.6%、全国0.8%）、「7月以降引下げる予定」と回答した事業所は0.2%（前年度0.2%、全国0.5%）となっており、前年度と横ばいであった。

［表9］の業種別をみると、製造業では「引上げた」の回答が47.0%と最も高くなっており、特に「機械器具製造業」が70.8%と高い比率で賃金の引上げを行っている。非製造業でも「引上げた」が36.7%と最も高く、特に「卸売業」の51.1%が高い数値となっている。

図17　賃金改定の実施状況

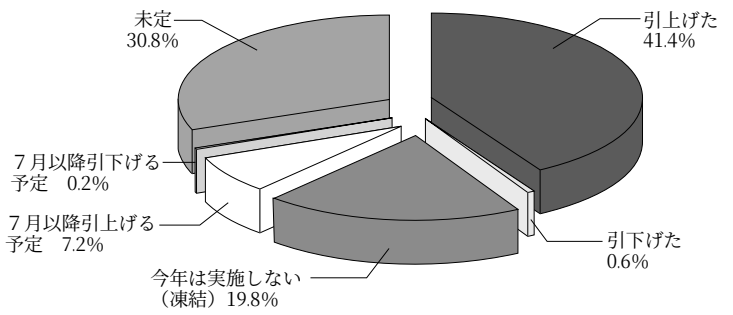

表9　賃金改定実施状況（業種別・規模別）

（%）

区分		引上げた	引下げた	今年は実施しない（凍結）	７月以降引上げる予定	７月以降引下げる予定	未定
全国		44.3	0.8	16.3	9.2	0.5	28.9
三重県　計		41.4	0.6	19.8	7.2	0.2	30.8
製造業	製造業　計	47.0	0.4	15.7	6.1	0.4	30.4
	食料品	41.4	0.0	13.8	3.4	3.4	37.9
	繊維工業	17.6	0.0	17.6	11.8	0.0	52.9
	木材・木製品	22.2	0.0	25.9	7.4	0.0	44.4
	印刷・同関連	63.6	0.0	9.1	9.1	0.0	18.2
	窯業・土石	33.3	2.6	23.1	5.1	0.0	35.9
	化学工業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	金属・同製品	64.2	0.0	10.4	3.0	0.0	22.4
	機械器具	70.8	0.0	8.3	12.5	0.0	8.3
	その他製造業	46.7	0.0	20.0	6.7	0.0	26.7
非製造業	非製造業　計	36.7	0.7	23.3	8.1	0.0	31.1
	情報通信業	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
	運輸業	18.2	0.0	39.4	6.1	0.0	36.4
	建設業	39.4	1.1	20.2	8.5	0.0	30.9
	卸売業	51.1	2.2	22.2	8.9	0.0	15.6
	小売業	35.7	0.0	21.4	4.8	0.0	38.1
	サービス業	32.7	0.0	23.1	5.8	0.0	38.5
規模別	1～9人	28.2	0.5	28.6	4.2	0.5	38.0
	10～29人	44.6	0.6	15.1	9.6	0.0	30.1
	30～99人	61.1	1.1	9.5	8.4	0.0	20.0
	100～300人	57.7	0.0	15.4	11.5	0.0	15.4

（２）平均昇給額・昇給率　（平均昇給・上昇　※加重平均）［図18］、［図19］、［表10］

昇給を行った事業所の平均昇給額は5,767円（前年度6,224円、前々年度4,805円、全国5,594円）、昇給率は2.21%（前年度2.42%、前々年度1.90%、全国2.27%）となっており、平成23年度から上昇が続いていたが、今年度は前年度と比較して457円減少した。

［図19］の業種別平均昇給額をみると、回答事業所数の少ない「化学工業」と「情報通信業」を除くと、「印刷・同関連業」の昇給額は7,596円で前年度（3,397円）より4,199円と大幅に高くなっているが、一方で約半数の業種が前年度より昇給額が減少しており、特に「窯業・土石製造業」は3,971円と前年度（7,622円）より3,651円と大幅に減少している。

また［表10］の改定後の平均賃金をみると、回答事業所数の少ない「情報通信業」を除くと、昇給額が最も高いのが製造業では「印刷・同関連業」の7,596円、非製造業では「建設業」の8,052円であった。

図18　平均昇給額と昇給率の推移（平均昇給・上昇　加重平均）

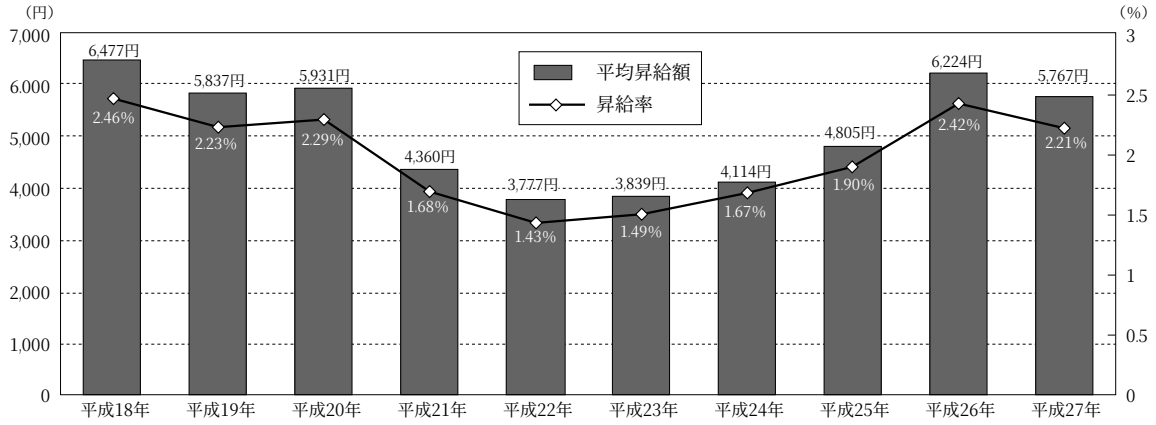

図19　業種別平均昇給額（平均昇給・上昇　加重平均）

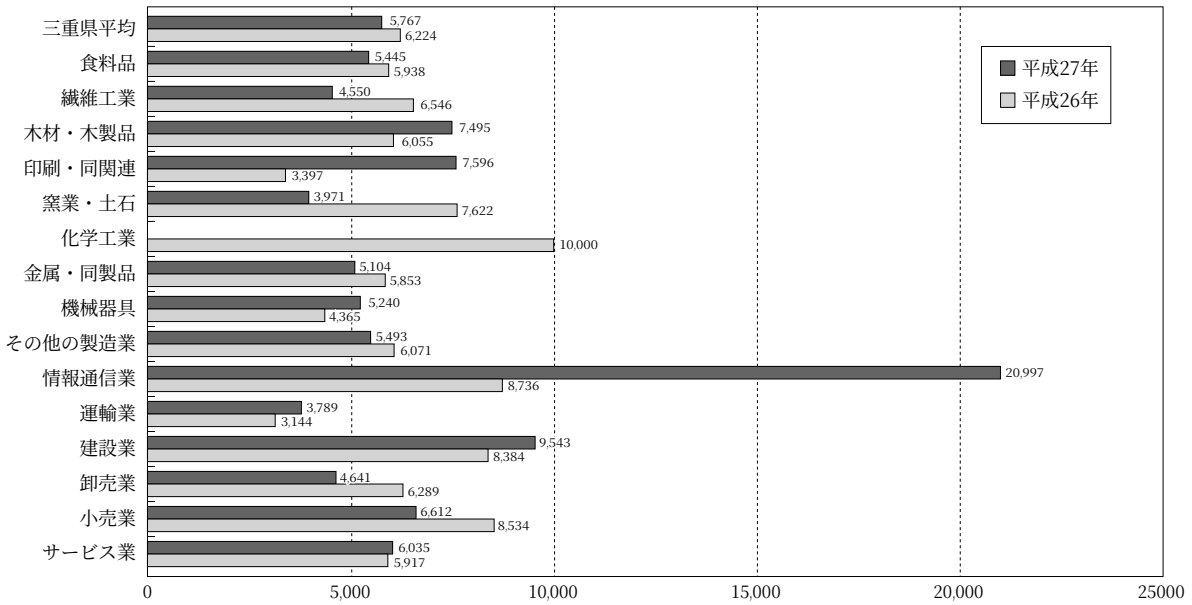

$$※加重平均＝\frac{（各事業所の昇給額×対象人数）の総和}{常用労働者の総和}$$

表10　改定後の平均賃金（引上げ・引下げ相殺）※加重平均

区分		事業所数	対象者数（人）	改定前賃金（円）	改定後賃金（円）	昇給額（円）	昇給率（%）	格差（%）
全国		8,705	240,761	244,294	249,241	4,947	2.03	100.0
三重県　計		200	4,207	259,228	264,373	5,145	1.98	104.0
製造業	製造業　計	102	2,596	255,123	259,921	4,798	1.88	102.3
	食料品	11	266	262,621	267,308	4,687	1.78	116.2
	繊維工業	3	45	192,985	195,007	2,022	1.05	61.0
	木材・木製品	9	79	218,291	220,663	2,372	1.09	58.6
	印刷・同関連	5	53	238,589	246,185	7,596	3.18	158.5
	窯業・土石	9	172	271,949	274,620	2,671	0.98	62.3
	化学工業	0	－	－	－	－	－	－
	金属・同製品	40	1,348	261,479	266,545	5,066	1.94	95.9
	機械器具	16	528	244,689	249,909	5,220	2.13	105.6
	その他製造業	9	105	242,129	246,733	4,604	1.90	99.5
非製造業	非製造業　計	98	1,611	265,844	271,547	5,703	2.15	107.3
	情報通信業	1	60	224,807	245,804	20,997	9.34	322.2
	運輸業	7	129	271,275	274,624	3,349	1.23	101.0
	建設業	31	371	287,467	295,519	8,052	2.80	115.5
	卸売業	25	613	286,805	291,070	4,265	1.49	86.3
	小売業	13	106	258,642	265,191	6,549	2.53	151.5
	サービス業	21	332	210,582	214,200	3,618	1.72	72.2
規模別	1～9人	68	354	268,731	273,475	4,744	1.77	96.6
	10～29人	71	1,144	268,588	273,362	4,774	1.78	86.9
	30～99人	48	1,597	248,336	254,378	6,042	2.43	118.3
	100～300人	13	1,112	262,218	266,583	4,365	1.66	95.9

（3）賃金改定の内容と決定要素（複数回答）［図20］、［図21］

賃金改定の内容については、※①「定期昇給」が52.2%（全国49.6%）で最も高く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が34.4%（全国38.1%）、※②「ベースアップ」が16.7%（全国15.8%）と続いている。また、賃金改定の決定要素としては、「企業の業績」が65.4%（全国65.3%）と約6割を超える事業所が業績に応じて賃金改定を実施していると回答した。次いで「労働力の確保・定着」が44.4%（全国47.7%）、「世間相場」が21.5%（全国22.4%）と続いている。

図20　賃金改定の内容

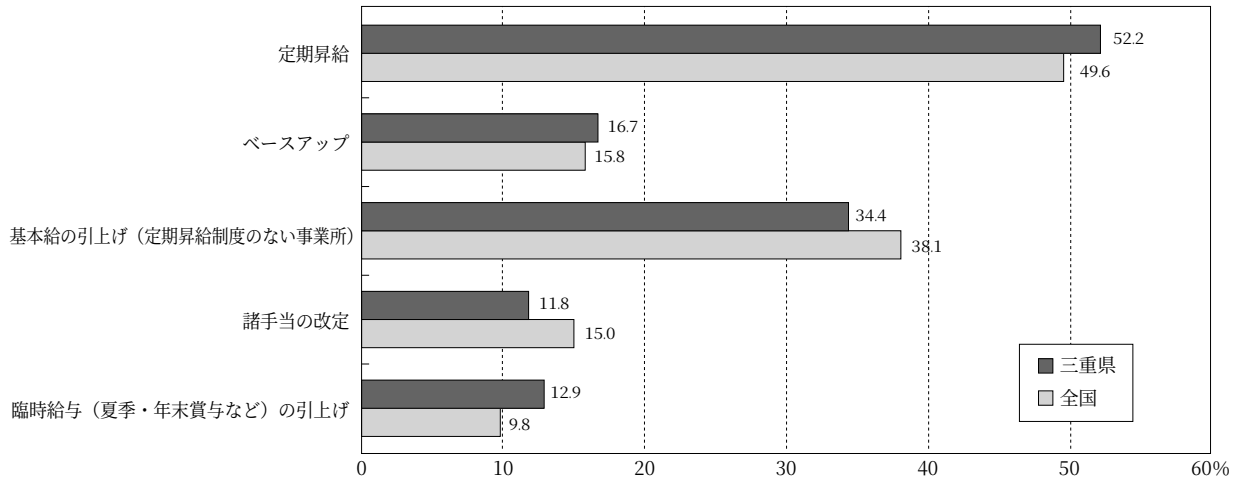

図21　賃金改定の決定要素

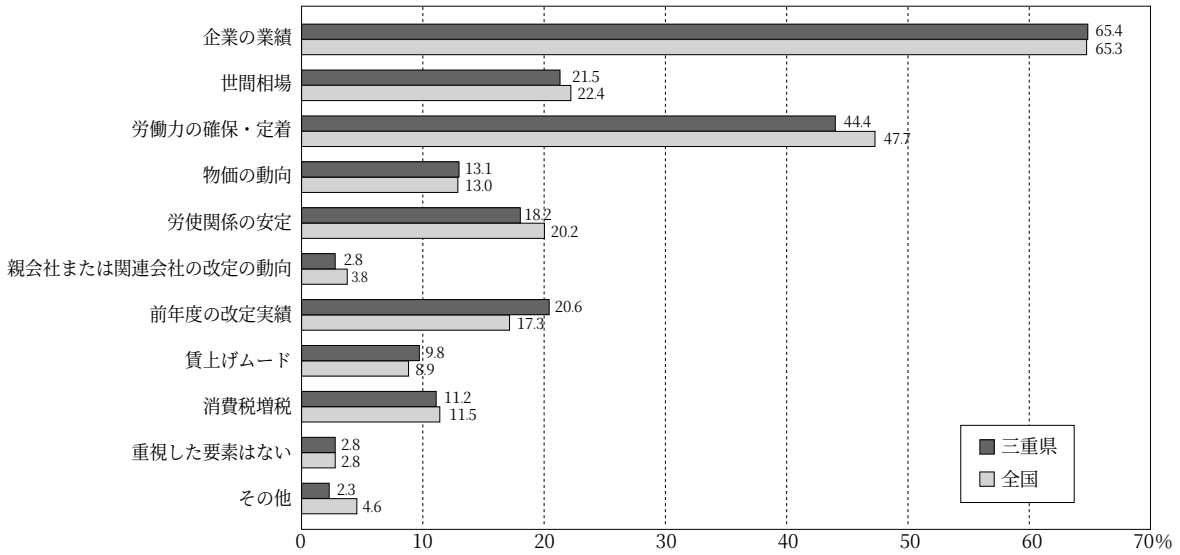

※①「定期昇給」とは、毎年一定の時期に制度として基本給が引き上げられること。
※②「ベースアップ」とは、賃金表の改定など従業員全体の平均賃金水準を引き上げることによる賃金上昇のこと。賃金の上昇率には個人業績などによる格差がない。

ワンポイントメモ

三重県内の最低賃金が更新されています!

時間額　771円　平成27年10月１日発効　18円UP↗

※「三重県最低賃金」は県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。
臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

特定（産業別）最低賃金件名	時間額	効力発生日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	814円	平成26年12月20日
三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（日額5,907円）	771円	平成10年12月15日（日額）
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	833円	平成26年12月20日
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	829円	平成26年12月20日
三重県一般機械器具製造業最低賃金	771円	三重県最低賃金適用
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	819円	平成26年12月20日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	854円	平成26年12月20日

(都道府県コード)	(事業所コード)				(地域コード)
2	1				

(左欄は記入しないで下さい。)

平成27年６月

秘

平成27年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成27年７月１日　　調査締切：平成27年７月10日

記入についてのお願い

◇秘密の厳守　調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用いたしません。

◇ご記入方法　質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけて下さい。なお、特に断りのない限り**７月１日現在**でご記入下さい。

◇お問い合わせ先　調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。調査票は**７月10日まで**にご返送下さい。

三重県中小企業団体中央会　企画情報課
〒514-0004　三重県津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル6階
電話 059-228-5195　FAX 059-228-5197

貴事業所の概要についてお答え下さい。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所　在　地	(〒　　－　　)	電話番号	－　　－
		ＦＡＸ番号	－　　－

業　種（最も売上高の多い事業の業種の番号を以下の１．～19．の中から１つだけ右の太枠内にご記入下さい）

1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
2. 繊維工業
3. 木材・木製品、家具・装備品製造業
4. 印刷・同関連業
5. 窯業・土石製品製造業
6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業
7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業
10. 情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
11. 運輸業
12. 総合工事業
13. 職別工事業（設備工事業を除く）
14. 設備工事業
15. 卸売業
16. 小売業
17. 対事業所サービス業（物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等）
18. 対個人サービス業
19. その他（具体的に：　　）

設問１）従業員数についてお答え下さい。

①平成27年７月１日現在の形態別の従業員数（役員を除く）を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入下さい。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計
男性	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人

(うち常用労働者)

	常用労働者数
男性	人
女性	人

〔注〕(1)「パートタイマー」とは、１日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または１日の所定労働時間は同じでも１週の所定労働日数が少ない者です。

(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。

① 期間を決めずに雇われている者、または１ヵ月を超える期間を決めて雇われている者

② 日々または１ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、５月、６月にそれぞれ１８日以上雇われた者

③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者

(3)「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入して下さい。

設問２）労働組合の有無についてお答え下さい。（１つだけに○）

1. ある　　2. ない

設問３）経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は１年前と比べていかがですか。（１つだけに○）

１．良　い	２．変わらない	３．悪　い

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。（１つだけに○）

１．強化拡大	２．現状維持	３．縮　小	４．廃　止	５．その他（　　）

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。（３つ以内に○）

１．労働力不足（量の不足）	２．人材不足(質の不足)	３．労働力の過剰
４．人件費の増大	５．販売不振・受注の減少	６．製品開発力・販売力の不足
７．同業他社との競争激化	８．原材料・仕入品の高騰	９．製品価格（販売価格）の下落
10．納期・単価等の取引条件の厳しさ	11．金融・資金繰り難	12．環境規制の強化

④経営上の強みはどのようなところにありますか。（３つ以内に○）

１．製品・サービスの独自性	２．技術力・製品開発力	３．生産技術・生産管理能力
４．営業力・マーケティング力	５．製品・サービスの企画力・提案力	６．製品の品質・精度の高さ
７．顧客への納品・サービスの速さ	８．企業・製品のブランド力	９．財務体質の強さ・資金調達力
10．優秀な仕入先・外注先	11．商品・サービスの質の高さ	12．組織の機動力・柔軟性

設問４）従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員（パートタイマーなど短時間労働者を除く）の週所定労働時間は何時間ですか（残業時間、休憩時間は除く）。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。（１つだけに○）

１．38時間以下	２．38時間超40時間未満	３．40時間	４．40時間超44時間以下

〔注〕(1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成26年の従業員１人当たりの月平均残業時間（時間外労働・休日労働）をご記入下さい。（小数点以下四捨五入）

従業員１人当たり　**月平均残業時間**　１．□□□時間　　２．な　し

③平成26年に貴事業所において月60時間を超える残業（時間外労働・休日労働）をした従業員はいましたか。（１つだけに○）

１．いる	２．いない

⇩

※１．に○をした事業所は③－１の質問にお答え下さい。

③－１　月60時間を超える残業（時間外労働・休日労働）をした従業員が、月60時間を超える時間外労働を行った頻度についてお答えください。（１つだけに○）

１．毎月超える	２．９回から１１回超える	３．６回から８回超える	４．３回から５回超える	５．１回から２回超える

④貴事業所で取り組んでいる時間外労働削減策について、当てはまるものについてお答えください。（該当するものすべてに○）

１．人員の増員	２．時間外労働の管理方法の変更	３．管理職による時間管理の徹底
４．朝方勤務の導入	５．時間外労働の上限の設定	６．ノー残業デーやノー残業ウィークの実施
７．定時退社の呼びかけ	８．帰りやすい雰囲気づくり	９．従業員との時間外労働削減の話し合い
10．仕事のやり方の工夫・改善	11．特に対策はしていない	12．時間外労働はない
13．その他（具体的に：　　）		

設問５）従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成26年の従業員１人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい。（付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下四捨五入）

従業員１人当たり　**平均付与日数**　□□日
（当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く）

従業員１人当たり　**平均取得日数**　□□日

設問６）新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成27年３月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。（１つだけに○）

１．あった　　２．なかった

※１．に○をした事業所は①－１の質問にお答え下さい。

⇩

①－１平成27年３月新規学卒者（採用及び採用予定）についてご記入下さい。

学卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	１人当たり平均初任給額（平成２７年６月支給額）
高校卒	技術系	人	人	,　円
	事務系	人	人	,　円
専門学校卒	技術系	人	人	,　円
	事務系	人	人	,　円

学卒		採用を予定していた人数	実際に採用した人数	１人当たり平均初任給額（平成２７年６月支給額）
短大（含高専）	技術系	人	人	,　円
	事務系	人	人	,　円
大学卒	技術系	人	人	,　円
	事務系	人	人	,　円

〔注〕(1) 平成27年６月の１ヵ月間に支給した１人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額（税込額）をご記入下さい。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程（２年制以上）を卒業した者を対象として下さい。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成28年３月の新規学卒者の採用計画はありますか。（１つだけに○）

１．ある　　２．ない　　３．未定

※１．に○をした事業所は②－１の質問にお答え下さい。

⇩

②－１　学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

１．高校卒 □□ 人　　２．専門学校卒 □□ 人　　３．短大卒（含高専） □□ 人　　４．大学卒 □□ 人

設問７）有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

①労働契約法の改正により、平成25年４月から「無期転換ルール（有期労働契約が反復更新されて通算５年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール）」が導入されていることを知っていましたか。（１つにだけ○）

１．知っていた　　２．知らなかった

②「無期転換ルール」の特例について知っていましたか。（１つだけに○）

１．知っていた　　２．知らなかった

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成27年４月１日に施行されました。この法律により「高度専門職（専門的知識等を有する有期雇用労働者）」と「継続雇用の高齢者（年に達した後引き続いて雇用される有期雇用労働者）」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置（計画の作成等）が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

③無期転換ルールの特例の適用について、計画を作成し提出する予定はありますか。（１つだけに○）

１．既に提出し、認定された　　２．既に提出したが、まだ認定されていない　　３．提出に向けて準備中である
４．今後提出する予定である　　５．提出する予定はない　　６．分からない

※１．～４．に○をした事業所は③－１の質問にお答え下さい。

⇩

③－１　認定を受けた計画または認定を受けようとしている計画についてお答えください。（該当するものすべてに○）

１．高度専門職に関する申請書（第一種計画認定）　　２．継続雇用の高齢者に関する申請書（第二種計画認定）

設問８）賃金改定についてお答え下さい。

①平成27年１月１日から７月１日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（１つだけに○）

１．引上げた	２．引下げた	３．今年は実施しない（凍結）
４．７月以降引上げる予定	５．７月以降引下げる予定	６．未　定

※１．～３．に○をした事業所は下記の①－１へ

⇩

①－１　賃金改定（引上げ・引下げ・凍結）を実施した対象者の総数と従業員１人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金（通勤手当を除く）及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数		従業員１人当たり（月額）					
		改定前の平均所定内賃金（A）		改定後の平均所定内賃金（B）		平均引上げ・引下げ額（C）	
	人		円		円		円

〔注〕(1)「改定前の平均所定内賃金（A）」「改定後の平均所定内賃金（B）」「平均引上げ・引下げ額（C）」の関係は次のとおりです。
- 「１．引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はプラス額になります。
- 「２．引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はマイナス額になります。
- 「３．今年は実施しない（凍結）」事業所は、（B）－（A）が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額（C）」は「０」になります。

(2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です（１ページ目の設問１の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です）。
(3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いて下さい。
(4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
(5)「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。

賃金分類表

- 現金給与総額
  - 定期給与
    - **所定内賃金**
      - （固定部分）基本給（年齢給、職能給、職務給、勤続給）、役付手当、技能手当、特殊勤務手当、家族手当、住宅手当、食事手当など
      - （変動部分）精勤手当、生産手当、能率手当など
    - 所定外賃金（超過勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、深夜勤手当など）
  - 臨時給与（夏季・年末賞与など）

※１．または４．に○をした事業所及び臨時給与を引上げた（７月以降引上げ予定）事業所のみお答え下さい。

⇩

②賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の内容についてお答え下さい。（該当するものすべてに○）

１．定期昇給	２．ベースアップ	３．基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）
４．諸手当の改定	５．臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ	

〔注〕(1)「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。
また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。
(2)「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることをいいます。

③貴事業所では、今年の賃金改定（引上げ・７月以降引上げ予定）の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。（該当するものすべてに○）

１．企業の業績	２．世間相場	３．労働力の確保・定着	４．物価の動向	５．労使関係の安定
６．親会社又は関連会社の改定の動向		７．前年度の改定実績	８．賃上げムード	９．消費税増税
10．重視した要素はない		11．その他（　　）		

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月10日までにご返送下さい。

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6階
TEL 059-228-5195　FAX 059-228-5197
URL http://cniss.chuokai-mie.or.jp/
E-mail webmaster@chuokai-mie.or.jp